

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	体育団体活動補助金		補助金番号	16-1	
所管部署	観光にぎわい部 スポーツ振興課				
根拠名称 (交付規則以外)	決裁				
交付の目的	(公財)枚方市スポーツ協会に加盟する各種競技団体の活動を補助することで、市民のスポーツ活動の振興を図るため				
補助対象経費	①(公財)枚方市スポーツ協会の加盟団体が実施する、市民のスポーツ活動の振興を図る目的で実施する事業に要する費用 ②(公財)枚方市スポーツ協会加盟負担金				
補助率・補助額	定額補助				
交付先	(公財)枚方市スポーツ協会に加盟する27団体				
開始年度	昭和49年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	700	700	675	675
決算額	700	615	554	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	700	615	554	

(件)

交付実績	28	27	27	/
------	----	----	----	---

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市民のスポーツ活動の振興を図ることが目的であり、スポーツの普及、競技力の向上に資するため、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	スポーツ活動の振興が事業目的達成のため、活動の補助という面において当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	各種体育団体の事業報告や総合体育大会などの参加数により、高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	大会や事業・スポーツ教室などの参加者数の把握等により、効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	各種体育団体の活動に対する補助であることから、補助金交付が業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす団体を補助金交付対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	予算の範囲内の額を限度とし、1団体上限25,000円としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	体育団体活動補助金交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで体育団体活動補助金額が公表されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	市民のスポーツ活動の振興を図る目的で行う活動事業に対する補助金であることから、公益上必要と認められる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	体育団体活動実績報告と決算書により、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	補助金目的が広く市民のスポーツ活動の振興を図ることであること、また補助金交付先の財務状況の確認方法として、体育団体活動実績報告書や決算書などにより確認を行い、透明性がしっかりと担保されていることなどから、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	スポーツ少年団活動補助金			補助金番号	16-2	
所管部署	観光にぎわい部 スポーツ振興課					
根拠名称 (交付規則以外)	決裁					
交付の目的	スポーツ少年団活動を活性化させることによって、少年にスポーツに接する機会を与え、身体・精神の健全育成を図るため					
補助対象経費	①北河内地区スポーツ少年団連絡協議会負担金 ②北河内地区連絡協議会等の事業出席に要する旅費 ③大会の開催と指導者・保護者研修会に要する費用					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	枚方市スポーツ少年団					
開始年度	昭和38年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	250	250	250	250
決算額	250	16	36	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	250	16	36	

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	目的が青少年の健全育成を図ることであり、スポーツのすそ野を広げることに資するため、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	スポーツ振興を通じて、青少年の健全育成を図ることを目的としており、事業目的達成のため、大会の開催運営や指導者の育成などにおいて当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	大会や事業の報告内容などにより、青少年の健全な育成に寄与するスポーツ少年団の活動を支援していることが確認できることから、高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	大会や事業の報告内容を把握し、当該補助金交付により効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	スポーツ少年団の行う自主的な活動であることから、補助金交付が業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法であると認識している。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす団体を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	決算では登録料が主な収入であり、本補助金の割合は補助率11.5%となっている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市スポーツ少年団活動事業補助金交付要領に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで枚方市スポーツ少年団活動事業補助金額が公表されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	青少年の健全な育成に寄与するスポーツ少年団の活動を支援する目的で行う少年団の活動事業に対する補助であることから、公益上必要と認められる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	決算報告で財政状況等を確認し、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	補助金目的が本市における青少年の健全な育成に寄与している活動を支援すること、また補助金交付先の財務状況の確認方法として、決算報告等により確認を行い、透明性がしっかりと担保されていることなどから、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	市民スポーツ応援サポート事業補助金			補助金番号	16-3	
所管部署	観光にぎわい部 スポーツ振興課					
根拠名称 (交付規則以外)	決裁					
交付の目的	トップアスリートとの交流の場の提供,市民応援デーの開催、全国大会等で活躍する市民の情報を発信することで、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ実施へと促す					
補助対象経費	枚方市民がスポーツにおける世界大会等への出場に関することや、トップアスリートの発信に係る経費					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	公益財団法人枚方市スポーツ協会					
開始年度	令和2年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	—	1,995	2,895	3,311
決算額	—	1,935	2,850	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	—	1,935	2,850	

(件)

交付実績	—	1	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	スポーツで活躍する市民やトップアスリートの情報を発信することで、広く市民のスポーツへの関心を高めるものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	情報発信等を通じて、市民のスポーツへの関心を高めることを目的とする補助金であるため、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	SNSのフォロワー数や、市民応援デーの来場者数等などにより、ニーズの高まりを確認している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	SNSのフォロワー数の増加など、情報発信での効果が確認できており、当該補助金交付により効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	スポーツ協会が行う事業について行政が支援することにより、細やかなニーズに対応した事業展開が可能となっている。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	専門的な見地を持つスポーツ協会のスキルを活かした独自の事業として補助を行っている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	事業執行に必要な不可欠なもののみ補助対象としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	市の補助金予算要求時に合わせて、事業計画案及び補助事業積算書を提出させ、事前に内容についてヒアリング及び査定を行っている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで市民スポーツ応援サポート事業補助金額が公表されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	スポーツ選手の応援や、アスリートチームの発信等を通じ、市民のスポーツ活動の振興を図る事業に対する補助金であることから、公益上必要と認められる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	外郭団体の決算報告で財政状況等を確認しており、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	補助金目的が広く市民のスポーツへの関心を高めることで、スポーツ実施へつなげることを目的としており、また補助金交付先の財務状況の確認方法として、各事業の実績報告書や決算書、スポーツ協会の決算報告書などにより確認を行い、透明性がしっかりと担保されていることなどから、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金		補助金番号	16-4	
所管部署	観光にぎわい部 スポーツ振興課				
根拠名称 (交付規則以外)	決裁				
交付の目的	団体・地域ごとの多様なニーズに対応したイベント開催及びコンサルティングにより、市民のライフステージに応じたスポーツ機会を提供することを目的とする。				
補助対象経費	コンサルティング等にかかる費用				
補助率・補助額	全額補助				
交付先	公益財団法人枚方市スポーツ協会				
開始年度	令和2年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

						(千円)			
		H31(R1)	R2	R3	R4				
予算額		—	3,074	2,964	2,886	/			
決算額		—	2,775	2,809					
特定財源	国庫支出金		0	0					
	府支出金		0	0					
	その他		0	0					
一般財源		—	2,775	2,809					
						(件)			
交付実績		—	1	1					

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市民の誰もが気軽に楽しむことができる地域スポーツイベント等をコーディネートすることで、市民の健康増進、競技力の向上や余暇活動の充実を図っている。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	市民のスポーツ実施の機会を創出しているため、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	地域におけるスポーツ活動の活性化をはじめ、競技スポーツや健康スポーツなど様々なスポーツイベントやライフステージに合わせたスポーツイベント等の支援を行うことで、ニーズに即した展開を実施している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業報告書より参加者数などを把握し、当該補助金交付により効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	スポーツ協会が行う事業について行政が支援することにより、細やかなニーズに対応した事業展開が可能となっている。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	専門的な見地を持つスポーツ協会のスキルを活かした独自の事業として補助を行っている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	事業執行に必要な不可欠なもののみ補助対象としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	市の補助金予算要求時に合わせて、事業計画案及び補助事業積算書を提出させ、事前に内容についてヒアリング及び査定を行っている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで市民スポーツ応援サポート事業補助金額が公表されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	地域におけるスポーツ活動等の活性化に資する事業に対する補助金であることから、公益上必要と認められる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	外郭団体の決算報告で財政状況等を確認しており、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	補助金目的が広く市民の健康増進と体力及びスポーツ技術の向上を図ることであること、また補助金交付先の財務状況の確認方法として、各事業の実績報告書や決算書、スポーツ協会の決算報告書などにより確認を行い、透明性がしっかりと担保されていることなどから、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	